

地域情報論再考

大藤文夫*

Rethinking Regional Information Theory

Fumio OOTOU*

要約

地域情報の位置づけについての議論は様々にあったが、積極的には地域共同管理論の中に求められる。地域情報論に関して、1980年代には少なくとも二つのブームがあった。一つは中央省庁が主導し、基礎自治体もそれに乗った「地域情報化」である。それは情報を地域（生活）の活性化につなげようとするものであったが、「導入されたニューメディアや情報システムが有効に作動せず、放置されたままになってしまうことも生じる」（船津1994：34）という厳しい評価が下された。

もう一つが「情報公開」である。ブラックボックスと化していた国家・行政に対して、民主主義を保障するための国民の知る権利が強調された。情報公開条例、情報公開法として制度化されたが、日常的な利用としては荷の重い制度であった。

前者は、情報の乗り物（メディア）の革新性に着目した議論であり、後者は情報利用の民主性に着目した議論である。両者に共通しているのは、地域情報の価値を決めるのが、誰が（主体）何のために（目的）使うのかという視点である。よって地域情報を編集する主体を想定せざるをえない。このように、地域情報は地域コミュニケーション、より積極的には地域共同管理論の枠組みで位置づけられる。

現在は地域協働の時代である。地域協働の枠組みの中に地域情報を位置づけるのが今日的課題である。

キーワード

地域情報、情報編集、地域協働、共同の支持

1. 手がかりとしての1980年代

単に「情報」ではなく、「地域情報」とする意味は何であろうか。その地域情報を取り扱う論（以下、地域情報論）に関して、1980年代には少なくとも二つのブームがあった。地域情報論を再考する出発点として、それらをまず取り上げてみる。一つは中央省庁が主導し、基礎自治体もそれに乗った「地域情報化」である。高度情報社会を基盤に、情報を地域（生活）の活性化につなげようとするものであった。しかし残念ながら、それは地域住民のニーズが明確には把握されず、「導入されたニューメディアや情報システムが有効に作動せず、放置されたままになってしまうことも生じる」（船津1994：34）と総括される

*広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

ものであった。

もう一つが「情報公開」である。ブラックボックスと化していた国家・行政に対して、民主主義を保障するための国民の知る権利が強調された。山形県金山町の『金山町公文書公開条例』を嚆矢とし、情報公開条例、情報公開法として各自治体、国で制度化された。同制度は日常的な利用としては荷の重いものであった。よって、まちづくりの現場でのタイムリーな情報提供が求められるものであった。その後は、オンブズマンによる情報公開度のチェックという点から注目されるが多かった。いわば行政監視のための情報公開である。しかし監視とは別に、あるいはその先にある「参加型まちづくりのための情報公開」（東條ほか 1999）という位置づけが、スタートを切った金山町でも明確に打ちだされていたことは指摘しておきたい¹。

前者は、情報の乗り物（メディア）の革新性に着目した議論であり、後者は情報利用の民主性に着目した議論である。両者に共通しているのは、そのことを進めることの価値を決めるのが、誰が（主体）、何のために（目的）情報を使うのかという視点だということである。その視点に注目する場合、第一に地域情報の編集主体を想定せざるをえない。その場合の編集とは、情報の発信・受信、加工、ハードなメディアだけでなくワークショップなどの集まりといった社会的メディアの選択、またそもそもその目的の選択（何に役立つように編集するのか）などを含む。よって地域情報は、情報としてとらえる²だけではなく、地域コミュニケーションの枠組み、つまり情報の流通を通して、関係者の認識・意識に影響を与え、行為を方向づけるものとしてとらえる必要がある。

第二に、一般的には編集の目的はまちづくりのためであるが、とくに住民参加・住民自治のまちづくりのためと目的設定できる。もともと地域情報化と情報公開は、住民による地域コミュニケーションのコントロール（地域情報化は物理的コントロール性、情報公開は社会的コントロール性）の可能性を強調するものであった（大藤 2004：108-109）。よって、住民がコントロールできる（それが優先される）まちづくり、つまり住民参加・住民自治のまちづくりを編集は目指すといつてよい。

2. 地域情報とは何か

¹ 『金山町公文書公開条例』には、公開により「行政の事務・事業について理解、共感が得られ、より高い住民自治意識」、「『考える住民・知恵を出す住民』になり、住民と行政が一体となり」、「行政と住民の役割分担が明確化できる」と述べられている。また金山町のユニークな取り組みとして、同時期にスタートした『街並み(景観)づくり100年運動』(『新金山町基本構想』(1983年施行)がある。この運動の前提には「景観とは、個人の所有に帰属するものでなく、公共的なものである」という「景観共有論」があり、「個々のものをある基準に基づいて統一的に整備することで、全体として風景と調和のとれた美しい景観を指して[いる]」とされている(金山町ホームページ)。このように、情報、景観ともにコモンズとしてとらえられていることになる。そしてそのことによって両者を効果的に活かすという方向性が指摘されている。卓見である。

² 情報としてのみとらえれば、それは地域に係わる記号である。その記号が意味をもつのはコミュニケーションに用いられる場合である。なお、その場合の地域の含意は後述する。

以上、手がかりとして 1980 年代の議論を紹介した。ここで改めて「情報」に「地域」をつける含意＝地域情報とは何かについて整理しておく。地域情報とは何かについては、様々に語られたが、地域の観点から切り取られた情報という船津の指摘が重要である。ここには上記の編集主体が想定されている。船津は「地域情報は一般の情報を地域の観点から切り取り、意味づけし、解釈し、また新たに創造した情報である。したがって、それは地域住民のニーズに応える情報であるとともに、住民自身がみずから生み出す情報であることが必要となる」と指摘している（船津 1994: 1）。

つまり情報の「発生源」は問う必要はない。「切り取る」作業が重視される。またその場合の「地域の観点から」というのは、「地域住民のニーズに応える」というように、地域社会が問題を抱えるものにとらえられるようになったこと、それゆえ地域づくり、まちづくりのためといった目的がそこに設定されることを示している。またそれは「地域メディア-対抗メディア」という、マスメディアが伝える内容ではなく、地域にとって必要という対抗軸の設定にもつながる。つまりは、上記のように地域情報を住民参加・住民自治のまちづくりのためという文脈で取り扱うことである。そうであるがゆえに、そこには地域情報の編集主体が想定されることになる。つまり、地域情報の「地域」は in the community ではなく、by the community の意味をもつことになる。

同時に、地域は空間概念であり、一定の範囲が想定される。この点では、住民は「地域の」中に暮らしている (in the community)。土地自体は連続しているが、住民の生活は一塊の土地、つまり人為的・政治的に境界づけられた³土地に依存している。それが土地への共属であり、そこに協調的な秩序をもたらすために、何らかの共同社会が生まれる可能性がある⁴。よって共同社会を管轄する団体が編集主体となる。村、町内会・自治会、コミュニティ、さらに近年での地域自治区もそれに該当する。

この編集主体について明確に述べているのは中田である。中田は「地域が情報化の主体となりうるのは、地域が自治体と自治的コミュニティ（町内会・自治会、部落会を含む）およびそれらの組合・連合、そして第3（ないし第4）セクターとして想定されている場合」と指摘している（中田 1996: 5, 11）。つまり共同社会の管理団体（まちづくりを担う主体）を地域情報の編集主体として挙げている。この場合の編集には、さらに参加のため

³ 物理的な境界については、人間はそれを越えでることができる。情報はその最たるものである。よって境界は社会的に存在する。社会的に区切ることで、内部と外部の取り扱いを変えようとする。

⁴ 清水は相互志向関係、共通志向関係、共同志向関係という三種類の志向関係を区分している。筆者の解釈では、共通志向関係では、主体は同じ対象(土地)を介して共に係わりあっている(それゆえ切り放しえない)。また対象は各主体に開かれている。しかし志向、主体が一体化していないので、コモンズ論が指摘するように、競争、敵対の可能性はある。つまり土地の共通の下では、秩序は保証されない。他方で、相互志向関係は、対象(土地)を私有化し、市場関係、権力関係として関係者の調整にゆだねようとするものである。その場合不平等な利用秩序が起こりえる。そして共同志向関係は、志向の一体化＝対象(土地)への係わりが、これもコモンズ論が示すように、調整(管理)されている。また主体の一体化＝関係者の意識の中で we(我等)が成立し、管理の規範意識となっている。つまり共同社会、公共団体としての調整がなされていることになる。そこには協調的な秩序が生まれる可能性がある。清水の論については、清水(1971:15-16)、コモンズ論については井上(2001: 11, 21)、植田(1996: 6)参照。

の制度、形態、技法などをつくり、運営することも含めてよい。よって行政もこの編集主体に加わると考えてよい。そしてその住民側の編集主体はいうまでもなく、住民及び地域住民組織である。

ところでこのような主体性が、住民に生まれつき備わっているのではないことはいうまでもない。しかしそのような意志・意欲を生む基盤が地域社会にあることになる。この点に関して、中田は地域社会の管理の必要性和可能性を「地域共同管理論」としてまとめている（中田 1993）。

中田の論は、先の清水の議論を原理的な手掛かりにしている。しかし清水の述べるように、共同性は個人の意識、体験として感得されるものである。よって協調的な秩序が生まれるかどうかは、主体の在りようにかかっている。中田はその主体の在りようを、町内会をはじめ、共同社会の中の各団体に探そうとする。よって地域共同管理組織はモノ、コト、ヒトを対象として管理を行うことになる。地域情報に話を戻せば、地域情報を管理することも、この共同管理組織の機能の一つである。

さて、とくに住民参加・住民自治のまちづくりに重要なことは、課題解決に向けての事業が共同に支持されるにいたるというコミュニケーションプロセスである。それは既存の共同に支持されてきたもの（文化）を再確認するというかたち、あるいは新規に共同に支持できるものをつくり出すというかたちでも行われる。前者は寄り合いコミュニケーション⁵に例示化され、後者はまちづくりワークショップ⁶に例示化される。編集作業の最も重要なことは、このような共同化を導くことである。

3. 地域協働の時代における地域情報

(1) 協働と地域情報

以上のように、地域情報は一般的な取り扱いとして、地域コミュニケーション、地域共同管理の枠組みの中に位置づけられる。しかし時代状況に応じて、地域情報の強調点の置き所が異なることはありえる。例えば、市民参加論では市民的情報ネットワーク（藤竹暁 1973）、コミュニティ論では住民間の交流、対話とともに、行政とのフィードバック回路の形成（国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会 1969）といった、それぞれの時代において強調点があった。そして1990年代の半ば以降、各自治体で協働が提唱されてきた。まず協働論と地域情報の関係を押さえておく。

協働にはコオペレーション、コラボレーション、パートナーシップという意味があるという（江藤 2000: 216-219）。コラボレーションを異質な者の連携、パートナーシップを対

⁵ 宮本が指摘する寄り合いでは、「たとえ話、すなわち自分たちのあるいて来、体験したことに事よせて話」されている。ここでは、共同体験してきたことに準拠して決定がなされていることになる（宮本 1984: 13, 16-17, 20-21）。

⁶ まちづくりワークショップは体験学習が特徴であるが、そこでもまちのリアリティが共同化される（大藤 2009）。

等な連携と解すれば、協働とは、異なった、権力関係の点では格差のある主体が、目標を共有し作業を行っていくという意味になる。つまりこれらの主体には、所与のものとしての連携は想定されていないことに留意すべきである⁷。当時の協働論は、市民活動・ボランティア・NPOと行政との協働として語られた。そして下請け化の問題（田中 2006: 74）、委託形式の問題（坂井 2017: 5）、さらに協働契約の提案（土屋 2009: 178-179）など、パートナーシップの実質化を巡っての取り組みがなされてきた。いずれにせよ、異なる主体の間で共同的な支持をつくり上げることに、協働の時代の地域情報の強調点がおかれるべきである。

（2）地域協働と地域情報

平成の合併以降、各自治体で地域協働が提唱されるようになった。地域協働とは、一定の戦略的単位（範囲）を設け、住民（各種地域住民組織）、市民活動・ボランティア・NPO、企業、行政といった多様な主体の連携によってまちづくりを行おうとする方法論である。背景には地方分権、財政逼迫といった行政側の理由がある。そのような理由はおいても、地域協働は住民参加・住民自治を発展させるものといえる。

地域協働の協働も、上記のコオペレーション、コラボレーション、パートナーシップという意味を継承している。また戦略的な単位の設定という点では、町内会・自治会論、コミュニティ論を継承している。しかし地域自治区の地域協議会の役割にみられるように、上位団体への意見表明の側面が強調されてもいる（山崎・宗野 2013）。よって単に異なるのではなく、団体自治の面を含めて、多様な主体の間で共同的な支持をつくり上げることに、地域協働の時代の地域情報の強調点がおかれている。ではそれは実際のどのような取り組みで行われるのであろうか。

現在では、しばしば地区まちづくり計画が作成されている。その作成に多様な主体が関わっていることが多い。その作成過程が、まさに地域情報が編集される実践の場といえる。地縁関係（存在共同）という成立原理から考えれば、もともと地域社会は程度の違いはあれ、多様性がある。その中で、共同を担保する知恵、ノウハウ、文化を住民はつくりあげてきた。その生活様式が、計画作成過程にも生きていると考えられる。

筆者は、呉市の地区まちづくり委員会の地区まちづくり計画策定過程を分析したことがある。例えば、第2地区はこれまで3次にわたる計画を作成している。その活動テーマを領域に対応させれば、表1のようになる。計画作成に当たっては、地区の課題、その解決策、スケジュール、担当者などが話し合われている。活動分野をみると、総合的なものになっていることがわかる。ただし、それらを具体的にどう事業化するかについては、「切り取られて」いる（選択されている）。その編集は、各次計画で事業が廃止ないし新規設定される場合も同じである。つまり、作成メンバーはまちに係わる情報（モノ、コト、ヒト）をよく知っており、その必要性、効果性、妥当性も把握しているということである。この

⁷ この点への留意については、横浜コードに協働の原則として明記してある（横浜市：1999）。

表1 活動テーマと活動領域の対応

活動テーマ	活動分野
1.地域の特色を生かした元気なまちづくり	自然環境整備・活用
2.人と人との絆で安心・安全	防犯, 交通安全, 防災(西日本豪雨災害(2018年)の経験により重点化。第3次計画から), 見守り(第2次計画から)
3.いきいきシルバーライフ	高齢者支援(外出, 交流サロン, 健康づくり)
4.わいわい地域交流	親睦・交流

*第1次～第3次計画までを合わせて表示

出典：第2地区まちづくり委員会（2009：11-14）から抜粋がたい。

むしろ「話をよく聞くこと」というのが中心的リーダーの気配りである（大藤 2011：11）。メンバーは自治会を中心に、地域活動経験者（ボランティアと呼ばれている）からなっている。しかしメンバーは高齢世代に偏在しており、「若い人は手をさしのべてもとってくれない」（大藤・鶴岡 2016：13）といわれる状況である。しかしそういう状況でも後継世代への手がかりを見いだしている。

このような話し合い、後継者発掘の基盤になっているのが親睦・交流事業である。一緒に作業をしながら、多くの地区住民が地域交流イベントに参加しているという達成感がメンバーの連帯感を高めている。またイベントに協力してくれた住民から、次世代の担い手をリクルートしている（大藤 2019：18）。さらにこの作品が公開されていることで、公開型コミュニケーションも担保される。

他方で三条地区の計画は、作成過程でワークショップを行ったことが特徴である（大藤 2009）。参加者を公募し、ワークショップの冒頭でアイスブレイクを行っている。アイスブレイクはゲーム・遊びであるが、実社会の権力を度外視する、仮想空間への入り口として適している。そしてまち歩きという体験学習、さらに地図化によって地域情報のすり合わせを行っている。上記のまちに係わる情報を知ること・感じることから改めて行い、その共同化を図ったことになる。表2はまち歩きの中で参加者が感じたことを抜きだしたものである。

またその後の計画策定部会でその情報の必要性、効果性、妥当性の確認を行ったことになる。後日、作業参加者の一部が委員会メンバーに加わることになった。三条地区は2次までの計画をつくっている。その内容も選ばれた総合性がある。

このような委員会、ワークショップ以外にも、地域情報を編集する方法はある。表3は集まりの形での地域情報編集の例である。要は参加者の成長度や規模に応じて、適した方法を採用していくことである。このような集まりを組織化していくことも編集主体（地域共同管理組織、行政）の役割である。

ようにして、計画づくりに必要な情報が編集され、共同に支持されることで計画（作品）となる。

計画作成は、「話し合い」で行われている。「会社の肩書は地域では通用しない」のであり、地域の有力者なるものも現在では見いだし

表2 参加者の感想（抜粋）

<p>① 作業について 「歩いてみるだけで、それなりの価値があると思った」、「しんどかったですが、見るけしきはとってもきれいで・・・」、「昔の地区のことについてもっと知ることができてとてもよかった」、「老人にやさしいまちと感じた」、「こんな所あったんだー」といろいろな発見がありました、「いろいろな歴史がいたるところにあって・・・」、「まるで別世界のようなところもあった」、「美しい風景をたくさん見ることができました」</p> <p>② 満足感・意欲 「楽しかった」、「しんどかった」、「いい経験ができました」、「有益な一日を過ごしました」、「もう少し深く調べてみたら良い」、「これからもまちづくりについて考えていきたい」、「次回もぜひ参加させて頂きたい」、「まちづくりに少しでも役に立てば・・・」</p> <p>③ 普段の生活の振り返り・展望 「思っていたよりはるかにいろいろな店、建物、施設が存在する」、「変わらないまち並み、改めて見直してみると、捨てたもんじゃないと痛感しました」、「このまちに住んで後世に伝えておく必要をも感じました」、「子供たちにも自分のまちをもっと知ってもらいたい」、「いつも通る道ですが、再発見できる良い機会でした」、「いつも歩いているところでも、みなさんと一緒に歩くと見えないところや知らないことが、たくさんありました」、「なにげなく生活しているまちにこんなにもたくさんの新たな発見がある」、「なかなかゆっくりまわりをみながら歩く事がなかった」、「今度は子どもや妻に案内してみたい」、「今日ほどまちの事をくわしく知る事はありませんでした」。</p>

出典：大藤（2009：7）

表3 情報編集の技法例

主体の成長						(形態)	(船頭役)	(参加者の規模)
知る	感じる	ひらめき	交通整理	理論	実践			
○	○					クチコミ		少
○	○	○	○			グループワーク (ワークショップ)	グループワーカー、ファシリテーター	少
				○	○	委員会	委員長	少
		○	○			パネルディスカッション	コーディネーター	中
		○				講演会	講師	中
○						メディア	編集者	不特定多
○	○					イベント	主催者	不特定多

出典：大藤（2011：7）

とくに行政が行う地域情報編集支援もある。筆者は以前、協働施策を評価する視点として、(1)協働を進める原理である(ア)協働の原則、また(2)協働事業の要点である(イ)主体づくり、(ロ)組織づくり、(ハ)資源づくり、(ニ)協働事業、(ホ)公開(双方向性)、(ヘ)PDCAサイクルを示したことがある(大藤 2017)。

表4は(エ)資源づくりの中の、狭義の情報支援を抜きだしたものである。ここには情報紙やネットといった公開型コミュニケーションのツールが挙げられている。これらは大きな費用がかかるので、行政負担が望ましい。またそこに流通する情報は、対面的コミュニケーションの材料、背景として利用される。共同的な支持をつくり上げるという地域情報編集の要点からすれば、やはり対面的なコミュニケーションを核として行うことが望ましい。

表4 呉市の情報資源支援

情報資源支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、呉ボランティア情報紙、生涯学習関連情報紙、社会福祉協議会情報紙などの連携、充実 ・市民協働ハンドブックなどの冊子の発行 ・ホームページの充実 ・市政全般の情報公開の充実 ・市民公益活動の需給や団体の情報データベース、電子会議室の設置などネットワークの形成 ・新庁舎へのまちづくり情報コーナーの設置
--------	--

出典：大藤（2017：32）から抜粋

(3) 自治基本条例における地域情報の扱い

地域協働の時代にあつては、各自治体で「自治基本条例」⁸の制定がしばしばみられる。自治体の憲法とも位置づけられている⁹が、同条例の中での地域情報の位置づけをみてみることにする。条例には、まちづくりにおける市民、行政、議会の権利、役割、責務が示され¹⁰、一般的な参加方法としての住民投票、情報共有などにも触れ

られている。とくに本稿で取り上げている戦略的な単位（編集主体）への参加にも言及されているものもある。

1) 円卓会議

例えば、広島県廿日市市では、2012年に「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」を施行している。そこでは地区、地域及び市域におけるまちづくりの条文を設け、図1の

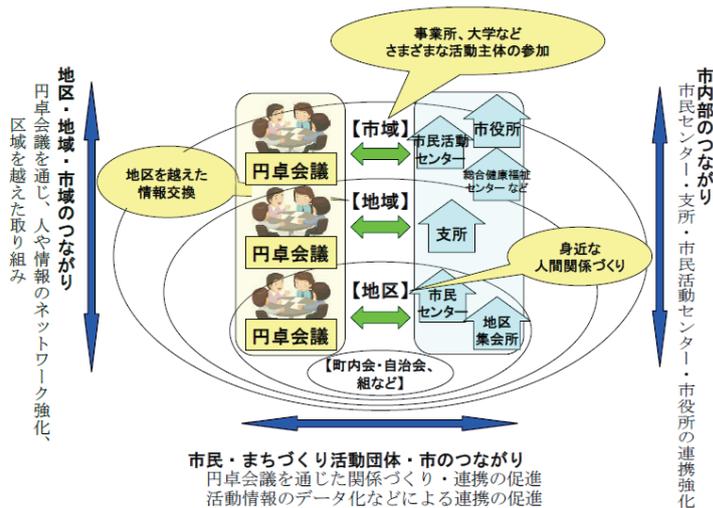


図1 廿日市市の3層の単位

出典：廿日市市（2011：13）

ように3層の単位を設定している。基層が地区（概ね小学校区28）、中層が地域（合併前の市町村区域5）、最上層が市域である。また各単位には活動拠点として市民センター、支所、市民活動センター・市役所が置かれ、そして各々に円卓会議が対応させられている

住民による地域情報の編集という点では、中心となるのは地区にある単位である。この単位はも

とも廿日市市のコミュニティ施策の中でつくられてきたもので、当該地区の地域管理組織（28のコミュニティ推進協議会等）が存在し、円卓会議の基盤となっている。

円卓会議は、「市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場」である（廿日市市条例第8条）。この

⁸ ここでは「まちづくり基本条例」、「行政基本条例」、「市民基本条例」など類似の条例も含めている。なおNPO法人公共政策研究所によれば、2019年12月1日時点で、390自治体が制定している（NPO法人公共政策研究所ホームページ）。

⁹ 真下は自治基本条例についての議論を整理し、その点を含めて、以下の特徴にまとめている。1. 最高法規性を企図していること。2. 自治体運営の基本が定められていること。3. 住民自治を強調していること（真下2016：3）。

¹⁰ とくに、市民(住民)の主体性が強調・期待されている。

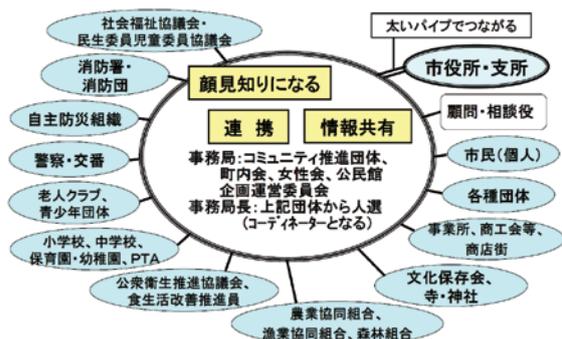


図1 円卓会議の構成組織・団体例
出典：廿日市市（2012：15）

ように、話し合う場とされているが、実行機能に支えられていることはいうまでもない。円卓会議方式は、住民自治組織の再生（具体的には担い手発掘）というねらいで登場してきたものであり、コミュニティ施策の展開として明確に位置づけられる（大藤 2013）。図2にあるように、構成員は各地域団体を網羅したよう

なものになっている。

2) 地域協議会

平成の合併を行った自治体の中には、「周辺部」の不安解消のため地域自治区制度を導入したところがある。地域自治区においては、地域協議会に上位団体への意見表明機能が求められている。例えば新潟県上越市では、地域協議会の非常に活発な活動が行われていることが知られている（山崎・宗野 2013）。「上越市自治基本条例」（2008年4月1日施行）にも地域自治区の設置を規定している（第33条）が、とくには住民組織との関連は指摘していない。同じく委員資格者については、「地域自治区の区域内に住所を有する者」（「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」（2005年1月1日施行）第2条）であり、住民組織との係わりは規定されていない¹¹。上越市の取り組みは、意見表明機能を軸に、地域協議会での充実した審議の中で地域情報の編集がなされている例といえる。

他方で長野県飯田市では、地域協議会と住民組織との係わりが非常に強い。「飯田市自治基本条例」（2007年4月1日施行）でも地域自治区の設置（第13条）を規定しているが、まちづくりのための委員会等についても自主的及び自立的な運営を尊重すると言及している（第14条）。

飯田市の特徴は「地域自治組織」という制度にある。それは「地域自治区（地域協議会＋自治振興センター）」と「まちづくり委員会」を合わせたものである。地域協議会に意見表明機能が期待されるのは上越市と変わらない。その地域協議会委員の選任について、「(1) まちづくり委員会(地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。以下同じ。)から推薦された者。(2) 市長が行う公募に応じた者」（「飯田市地域自治区地域協議会に関する規則」第3条）から行うとある。委員の選任に当たっては、公共的団体の推薦がしばしばみられるところであるが、飯田市の場合は、まちづくり委員会と地域協議会の係わりが非常に強くなっている。実際に地域協議会委員にまちづくり委員会からの委員が多くなっている。また同委員会がまちづくりの中核的な組織であることも認めている。このことには、これまでまちづくり委員会が担ってきた地域自治の実

¹¹ ただし「公募に応じた者(以下「委員候補者」という。)について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない」(同条例第3条)とされ、公募一投票による選抜という選び方が上越市の特徴である。

質がある。

まちづくり委員会は旧来の住民自治組織を再編してつくられたものである。各自治区には自治協議会などと呼ばれる地域住民組織があった。これはいわゆる自治会を核に組織化されたもので、行政協力・行政要求、自治的活動を行ってきた。地域自治を担ってきた組織である¹²。飯田市の特徴は旧来の地域自治が制度疲労を起こしてきたときに、地区の仕組みを活かしながらそれを再編成しようとするところにある。飯田市の場合はまちづくり委員会で地域情報の編集が行われているといえる。

以上、円卓会議、地域協議会、まちづくり委員会はそれぞれ地域情報の編集主体である。そして地域協働の時代では、行政による編集主体への支援も求められる。

4. 共同の支持をつくり上げること

地域協働の時代での地域情報の強調点は、多様な主体の間で共同的な支持をつくり上げることである。そのためには地域情報を編集するハード、ソフト（集まりなど）が必要である。しかし公開型のコミュニケーションより、対面型のそれの方がそこに到達しやすい。一人ひとりの住民のまちづくりへの参加が理想である。そうであれば、それが可能な単位が整っていることが必要である。それが地域共同管理組織の実力である。

ところが、その地域共同管理組織の担い手が不足していることが今日の問題である。地域協働は多様な主体が連携することがポイントであるが、そこには多世代協働の視点も必要である。また内部だけでなく、外部の担い手との協働も考えるべきである。こういった担い手育成も、地域情報編集の役割の一つであり、地域共同管理組織の課題であるが、行政の支援も必要であることはいうまでもない。

引用・参考文献

- 井上真，2001，自然資源の共同管理制度としてのコモンズ，井上真・宮内泰介編，コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える，新曜社。
- 植田和弘，1996，環境経済学—現代経済学入門—，岩波書店。
- 大藤文夫，2004，地域コミュニケーションの構築—地域社会の共同性・公開性・リアリティ，伊藤守ほか編，情報秩序の構築，早稲田大学出版部。
- 大藤文夫，2011，地域協働と担い手育成(2)，広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 Vol. 7。
- 大藤文夫，2013，コミュニティ施策から協働施策へ～広島県廿日市市を事例に～，社会情報学研究 Vol. 18。

¹² まちづくり委員会への再編には、担い手不足、行政協力の過剰といった観点があつた。

- 大藤文夫・鶴岡和幸, 2016, 地域福祉の担い形成(2)ー呉市第2地区の見守り活動の実践からー, 広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 Vol. 12.
- 大藤文夫, 2017, 協働のまちづくり施策ー呉市の協働15年の軌跡ー, 社会情報学研究 Vol. 22.
- 大藤文夫, 2019, 地区まちづくりの展開ー呉市第2地区の地区まちづくり計画を通してー, 社会情報学研究 Vol. 24.
- 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会, 1969, コミュニティー生活の場における人間性の回復ー.
- 坂井宏介, 2017, 協働と委託ー「行政の下請け化」論に関する一考察ー, 政治研究. 64.
- 清水盛光, 1971, 集団の一般理論, 岩波書店.
- 田中弥生, 2006, NPOが自立する日 行政の下請け化に未来はない, 日本評論社.
- 土屋真美子, 2009, 対等なパートナーシップに基づく「協働契約」のあり方ー横浜市の協働の実態と課題ー, 世古一穂編, 参加と協働のデザインーNPO・行政・企業の役割を再考する, 学芸出版社.
- 中田実, 1993, 地域共同管理の社会学, 東信堂.
- 中田実, 1996, 地域社会システムと情報ニーズ, 林上編, 高度情報化の進展と地域社会, 大明堂.
- 廿日市市, 2012, 廿日市市 協働によるまちづくり基本条例 逐条解説.
- 藤竹暁, 1973, 都市と情報装置, 田村明ほか, 岩波講座 現代都市政策 VIII 都市の装置, 岩波書店.
- 船津衛, 1994, 地域情報と地域メディア, 恒星社厚生閣.
- 真下英二, 2016, 自治基本条例の制定要因に関する一考察ー制度的変化のもたらす影響からー, 尚美学園大学総合政策論集 23号.
- 山崎仁朗・宗野隆俊編, 2013, 地域自治の最前線ー新潟県上越市の挑戦, ナカニシヤ出版.
- 横浜市, 1999, 横浜市における市民活動との協働に関する基本方針 (横浜コード).

引用・参考ホームページ

NPO 法人公共政策研究所ホームページ

<http://koukyou-seisaku.com/>. 最終閲覧 2019年12月1日.

金山町ホームページ

https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinami_koryu/machinamizukuri100nenundo/854.html. 最終閲覧 2019年11月1日.

https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinami_koryu/machinamizukuri100nenundo/1582.html. 最終閲覧 2019年11月1日.